

「第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画(案)」

に対するパブリックコメントとその回答について

※パブリックコメントは原文のまま記載しています。

パブリックコメント①
P3 根拠法に「こども基本計画」は当てはまらないのでしょうか。
回答①
子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法 第12条」に基づいています。この条文では、自治体が地域ごとの実情に応じて「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて子育て支援を提供することが義務付けられています。 一方、「こども基本法」は以下のように規定しています。 ・国は、こども政策を総合的に推進するために「こども大綱」を策定する。 ・都道府県は、こども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成する。 ・市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成する。 そのため、こども基本法は「こども計画」の根拠法となります。
パブリックコメント②
P10 放課後児童クラブの説明についてこども家庭庁によると保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後等に児童館を利用し適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るとあります。
回答②
「放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。」と変更させていただきます。
パブリックコメント③
P16 幼稚園利用を強く希望するかの質問事項が唐突で、質問の意図が図りかねます。
回答③
ニーズ調査の結果については、重要と考えられる項目を抜粋して掲載しているため、唐突な印象を与えているかもしれません。 共働き等家庭のうち保育所・認定こども園ではなく幼稚園の利用を希望する者については、基本的に通常の教育標準時間認定子どもとは区分し、幼児期の学校教

育の利用希望の強い者として、適切に量の見込みを算出した上で、幼稚園の認定こども園への移行又は幼稚園における長時間・通年の預かり保育により適切に提供体制の確保方策を講ずる必要があります。本質問項目は、定期的に利用したい教育・保育施設の設定で幼稚園(預かり保育を含む)と保育所等の両方を回答した者を対象に、幼稚園の利用を強く希望するかを問い、2号認定のうち幼稚園希望の者の見込み量を算出することを目的としています。

パブリックコメント④

P27 こども・子育て支援法改正による幼児教育・保育の無償化第三子以降の無償化の記載は必要ないのでしょうか。

回答④

このページの表は、令和元年10月開始の新制度の認定区分を主に記載したものであり、第3子以降の無償化等、減免制度等の詳細の記載は省略させていただきます。